

改正

平成20年11月26日要綱第58号

平成27年4月1日要綱第111号

令和6年3月26日要綱第84号

立川市道路敷地寄附取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路となるべき土地（以下「道路敷地」という。）の寄附について、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附条件)

第2条 道路敷地の寄附を受けることができるものは、一般交通の用に供する公共性を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 立川市道路線認定等取扱要綱（平成2年立川市要綱第2号）に規定する要件を備えている道路。ただし、立川市宅地開発等まちづくり指導要綱（平成5年立川市要綱第5号。以下「指導要綱」という。）の規定によらずに築造された道路については、指導要綱の趣旨に反するものを除く。
- (2) 立川市認定外道路取扱要綱（平成2年立川市要綱第3号）に規定する要件を備えている道路
- (3) 指導要綱に規定する公道の拡幅部分
- (4) 市道認定されている建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に該当する道路の境界線とみなされた部分
- (5) 交通安全上又は公的見地から特に必要があると認めた公道の拡幅部分

(寄附条件の付加)

第3条 道路敷地の寄附を受けるときは、寄附をしようとする者（以下「申請者」という。）に対して次の各号に掲げる条件を付すことができるものとする。なお、前条第1号及び第2号に該当する築造後5年を経過した道路並びに同条第5号に該当する道路については、別に定める道路敷地寄附協議書によるものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路との交会箇所又は必要な箇所の底辺を2メートル以上切り取ること。

- (2) 路面の舗装をすること。
- (3) 路面の排水処理施設を設けること。
- (4) 交通安全施設を設けること。
- (5) 道路の附属物以外で管理上支障がある施設を除去すること。
- (6) 境界石を埋設すること。

(申請)

第4条 道路敷地の寄附を受けようとするときは、道路敷地寄附申請書（第1号様式）により、次の各号に掲げる書類を添付して申請させなければならない。

- (1) 案内図及び公図写
- (2) 土地全部事項証明書
- (3) 実測求積図（縮尺250分の1以上）及び境界確定平面図（座標値入り）
- (4) 境界確定確認書（承諾書）
- (5) 道路附属物及び占用物件表示図
- (6) 道路構造図
- (7) 申請者の印鑑登録証明書
- (8) 報告的な登記原因証明情報及び登記承諾書

(費用負担)

第5条 道路敷地の寄附を受けようとするときは、土地の表示及び所有権移転に関する登記に要する費用を除き、すべての費用を申請者に負担させなければならない。

(審査会)

第6条 申請があった道路敷地の寄附について、必要な事項を審査するため、立川市道路敷地寄附審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は、基盤整備部長を充て、委員は、別表に定める職員を充てる。
- 4 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
- 6 審査会は、会長が招集する。
- 7 審査会は、必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 審査会の庶務は、基盤整備部道路課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、基盤整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月10日）

この要綱は、平成2年4月10日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月1日）

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月26日要綱第58号）

この要綱は、平成20年11月26日から施行する。

附 則（平成27年4月1日要綱第111号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日要綱第84号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

まちづくり部都市計画課長、まちづくり部交通対策課長、まちづくり部建築指導課長、基盤整備部道路課長及び環境資源循環部下水道工務課長